平成２８年（フ）第２２２号
堺市中区深阪３丁７番13―101号、前住所和歌山市畑屋敷円福院西ノ丁27番地　ＤＳＳビル305号
債務者　**松**本　和晃
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３３３号
大阪府豊中市岡町南２丁目15―35　ホワイトコーポ301、住民票上の住所大阪府高槻市宮之川原３丁目18番６号
債務者　長谷川亜樹
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４０号
大阪市都島区高倉町１丁目８番13―621号
債務者　酒見　　類
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５８２号
大阪市東住吉区湯里３丁目２番８―513号
債務者　芝谷　周一
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６９７号
大阪市城東区今福西４丁目６番11号
債務者　佐々木克典
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９０２号
大阪府八尾市太子堂４丁目４番24号
債務者　髙橋英敏こと　髙　　英敏
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９１４号
大阪府豊中市服部南町５丁目８番14―401号、前住所大阪府吹田市南高浜町18番16号
債務者　藤田　香織（旧姓大川）
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０４７号
大阪市福島区大開２丁目４番17―402号
債務者　大塚　　瞳
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１７１号
大阪市福島区海老江１丁目11番１号フロマージュ301号
債務者　關　　紀子
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２３１号
大阪市東住吉区今川３丁目11番４号　ロイヤル今川　703号
債務者　四井　節子
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２８６号
大阪府東大阪市東山町６番１号　リリーフ明日香新石切　416号
債務者　中村　健生
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７号
住所　秘匿、住民票上の住所東京都葛飾区奥戸２丁目43番２―301号（旧住所）東京都葛飾区東新小岩６丁目６番３号
債務者　篠塚　暁子（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２０号
新潟県三条市嘉坪川２丁目７番１号、住民票上の住所新潟県三条市嘉坪川２丁目８番25号
債務者　金子　勝英
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第３２４号
名古屋市守山区西新５番２号　日本報知機（株）瓢箪山社員寮107号、従前の住所名古屋市名東区引山２丁目702番地　コーポキトウ10Ａ号
債務者　久野　大介
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３８号
北海道帯広市西21条南３丁目25番地４　コーポニュータウン101号
債務者　伊藤　法恵（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
岡山県津山市勝部285番地10
債務者　山崎　純子
1　決定年月日時　平成28年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで　岡山地方裁判所津山支部